

議案第 35 号

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
の制定について

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年9月3日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

(提案理由)

国民健康保険法施行令の改正に伴い、引用条項の整備を行おうとするものである。

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市国民健康保険条例（昭和34年9月条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「附則第35条の3第13項」を「附則第35条の3第11項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鎌倉市国民健康保険条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。